
令和2年度－令和3年度 議会活性化特別委員会調査報告書

〔検討課題〕

- ① 議員定数
- ② 常任委員会の構成
- ③ タブレット端末の導入・利活用
- ④ 議員間協議の運用
- ⑤ 災害発生時の議会対応
- ⑥ 議会の通年会期制（通年議会）の導入
- ⑦ 議会からの情報発信の在り方
- ⑧ 議員の会議欠席の取り扱い
- ⑨ 議会・議員活動のルール化

令和4年3月

高根沢町議会活性化特別委員会

目 次

1. はじめに P 3
2. 委員会の活動状況 P 3
3. 2年間の調査・研究による提言 P 4～11
4. 調査・研究を終えて P 11
5. 委員会名簿 P 12
6. 添付資料 P 13～23
 - ・参考資料1 議会としての議員活動（令和2年度）
 - ・参考資料2 議員別年間活動日数（令和2年度）
 - ・参考資料3 一般質問者数、決算・予算特別委員会の質問事前通告者
 - ・参考資料4 高根沢町議会タブレット端末使用基準
 - ・参考資料5 議員間協議に係る申し合わせ事項の改正案
 - ・参考資料6 高根沢町議会災害対応指針

1. はじめに

令和2年6月の第401回議会定例会において、議長発議により「議会活性化特別委員会」（以下、当委員会）が設置され、委員が選任されました。

議長からの諮問は9項目あり、議会運営に直接関わるものから、議員のモラルに関わること、緊急時の対応の在り方、住民理解へのアプローチなど、幅広い範囲において調査・研究するものでした。

当委員会の設置期間は令和4年3月までであり、9項目の課題について設定目標を立て、重要度を議論し、定められた期間でしっかりとした結果に結びつけられるよう着手順を決めて取り組むことになりました。

また、各課題について結論が出たものは、当委員会の名称にあるように活性化をスピーディーに反映できるよう、その都度議長に提言していくことにしました。

2. 委員会の活動状況

会議日時			
1	令和2年 7月 2日 (木) 10:00～	11	令和3年 5月 17日 (月) 10:00～
2	令和2年 7月 20日 (月) 13:00～	12	令和3年 5月 31日 (月) 10:55～
3	令和2年 8月 6日 (木) 15:30～	13	令和3年 6月 4日 (金) 10:00～
4	令和2年 9月 15日 (火) 9:00～	14	令和3年 6月 16日 (水) 13:30～
5	令和2年 10月 14日 (火) 10:00～	15	令和3年 6月 24日 (木) 10:00～
6	令和2年 11月 19日 (木) 10:00～	16	令和3年 7月 14日 (水) 10:00～
7	令和2年 12月 10日 (木) 10:00～	17	令和3年 8月 19日 (木) 10:00～
8	令和3年 1月 20日 (水) 10:00～	18	令和3年 9月 14日 (火) 10:00～
9	令和3年 2月 9日 (火) 10:00～	19	令和3年 10月 13日 (水) 10:00～
10	令和3年 3月 2日 (火) 10:00～	20	令和3年 12月 8日 (水) 11:45～

3. 2年間の調査・研究による結果

当委員会は、2年間にわたり議長より諮問された9項目について、当議会の現状と課題を分析しつつ、議会の在り方を踏まえ日常調査をしてまいりました。

「町民に寄り添った議会」、「時代にあった議会運営」、「先を見据えた議会構造」の構築を図るためには、どのような仕掛けや仕組み作りが必要であるのかというような視点で検討熟議してまいりました。

この2年間に他自治体や全国の統計、先進事例を調査・研究してきたことで我々が見出した結果を、今後の議会運営で展開していただければ、議長に与えられた諮問の課題解決に繋がると考え、議長に提言いたします。

①議員定数・報酬 及び ②常任委員会の構成

当議会の定数を考える上で、「議会の役割」、「定数の推移」、「人口規模と定数」、「議会各委員会の現状」、「議員活動量」、「不測の事態への対応」、「議員のなり手不足」の7つのキーワードを基に調査・研究しました。

また、定数削減ありきではなく、現状分析したうえで現状維持、増数、削減を総合的に加味しながら真剣に検討してきました。

なお、「常任委員会の構成」は定数と密接な関係にあることや、報酬額の見直しについても合わせて検討することが望ましいと判断し、一括して議論してきました。

議会の役割としては、議決権限や首長への提案権、委員会による審議・審査機関、意見書の提出権、検査・調査権など基本的な権限や機能を確認するとともに、近年の新たな認識として開かれた議会への対応、住民参画での政策立案、議会発議による条例の制定、SNSによる情報発信など、時代の変化によって議会も変革をしていく必要があることが分かりました。

定数の推移では、住民からどのような声があがっているのか、過去の定数推移の経緯等を把握し、議会運営や議会機能を果たす上で、「最低何名いればよいのか」という観点を抱くことに繋がりました。

人口規模と定数では、議員一人当たりの人口は何人程度が指標となっているのかを調査し、県内 11 町と比較した結果、議会機能を損なうことなく責務を果たす上では単純な人口比で算出できないと思いつつも、議員定数を削減しても議会機能は維持できると感じました。

常任委員会は、各常任委員会が受け持つ所管課数と範囲、議員一人当たりの各種委員割り当て数、正副議長正副委員長が充てられる行政設置の各種委員会数などの現状を把握し、議員一人当たりの活動量に大きく差異があることが判明しました。

結果として、委員会数を均等に割り当て、一人当たりの活動量を平均化すれば、定数を減らしても問題ないという判断にいたりました。

しかし、定数削減後において、委員会の機能や質の低下につながるのであれば、今後も適時に委員会数や委員数の検討を継続的に図る必要があると考えました。

議員の活動量では、議会活動と議員活動に対しアンケート調査を実施しました。

重要なアンケートにもかかわらず、提出しない議員がいたことは大変残念でしかありません。

また、各委員会や一般質問など、これまでの議員の発言状況を調査し、発言者が限定的になっていることも把握されたとともに、議員の活動量には大きな差異が生じていることが判明しました。

住民の意見をより多く聞くためには、一人でも多くの議員が必要であると思っていたこととは裏腹に、定数を削減しても問題なく議会運営ができると判断されました。

不測の事態への対応においては、近年の自然災害等が多発する現状があります。

災害時の議員の活動を考えると、小学校 6 校のエリアで区割りし、各エリアでの人口比で議員数を当てはめても、現定数を削減しても問題ないと判断できます。

この他、不測の事態として議員辞職も検討し、現在 1 名減の状態でも特に支障なく議会機能を果たしていることから、定数を削減しても問題ないと判断できます。

議員のなり手不足では、その要因を調査し、議員職に対する魅力の低下、低い報酬額などが主な要因であると捉えました。

そして、当議会の年代別構成から見ても、世代間のバランスが整っておらず、様々な世代の住民の声をしっかりと聞き、町政に反映できる状況とは言えない状態

であると再認識しました。

さらには、女性活躍の時代においても現状女性議員は一人であり、女性視点での考察や政策提言に活かしづらい環境であるとも捉えました。

この他に、情報発信による興味関心度の向上を図る対策（議会との懇談会・Facebook など）を実施しているにもかかわらず、投票率や政治参加は冷ややかな状況であることや、町民から「何にもしない議員が多い」、「町の議員では生活ができない」といった声があることから、より一層の打開策を講じる必要性があります。

議員報酬に対する考え方としては、「議員報酬の性質」、「報酬額の推移」、「議員のなり手不足解消」、「議会・議員活動による出費」、「他市町村との比較」、「新たな視点での報酬額の設定」、「財政状況」の7つの視点で議論してきました。

報酬の性質では、自治体の財政状況により報酬額に大きな差異がありました。

また、全国の傾向として、議員に立候補する多くは年金世代という状況も把握でき、当議会においてもその現状は同一であります。

議員報酬は公務を対象としており、個々の議員活動は公務対象外として報酬の対象にならないという考え方があるが、議会活動に直結する住民意見の聴収や、自治体事案に対する調査・研究に要する活動は公務として捉えるべきと考えられます。

また、土日の行政行事や学校イベント（成人式・運動会など）への参加は、同じく選挙で選ばれた首長と同等に公務と捉えるべきであります。

報酬額の推移では、前回の見直しから26年が経過し、物価の上昇や社会性、経済状況などの社会変化に対し、報酬額は見合っていないと考えられます。

アンケート調査に基づく議員の年間活動平均日数は120日以上となり、定数削減となった場合は、より一層議員の活動量は増えることが予想され、報酬額の増額はやむを得ないと考えます。

議員のなり手不足解消では、現議員の兼業・専業状況を調査したところ、専業は1名のみであり、子育てにかかる費用や住宅ローンなどを抱えた状況で、専業での議員職は難しく、兼業しないと生活に支障が出ると考えられます。

また、議員は通常の会社員とは違い、社会保険や福利厚生などもなく、現在の職を辞して立候補する意思を固めるとはなりにくい状況であることから、議員報酬の増額や、企業の理解、社会保障等の充実は必要と考えます。

議会・議員活動による出費はどのようなものがあるのかを調査したところ、議会活動では車の燃料費程度であったが、議員活動では後援会に対する費用、調査・研究のための資料購入・旅費、政党活動など多くあり、議員の生活には一般的な生活に比べ多くの出費があり、地方自治法で定める報酬の定義では成り立たない現状がありました。

他市町村との比較では、栃木県内町村の報酬額を調査したところ、本町は下から3番目の状況であることが分かりました。

新たな視点での報酬額の設定では、全国の自治体による先進的な考え方を調査し、委員長報酬や交通費の日額弁償など多様な考え方を知る事ができました。

議員活動をしながらも安定的な生活ができる報酬額の算定について検討する必要があるとの考えに至りました。

本町の財政状況は、2011年以降100億を超える歳入ベースがあり、令和2年度の当初予算に対する議員報酬の割合は0.6%でありました。

今後の本町の財政課題は、人口減少に伴う税込減や、公共施設の維持管理費の増加などがあるが、歳費に影響しない範囲での報酬額増加が望ましいと考えました。

総合的な結論としては、議員定数は様々な観点から検証したうえで、現行の16人から13人に削減しても、議会機能を損なうことはないと判断しました。

また、今後はICTを積極的に活用することにより、将来的には10名でも議会機能が果たされる可能性があり、社会状況に応じて議員定数を引き続き検証することを提言します。

なお、議員報酬に対しては、現代社会の経済・物価変動の状況を考えても増額することは必要であると結論付けました。

また、常任委員長に対する手当の導入も合わせて行うことを提言します。

報酬額が増額されることにより、金額に見合った議会・議員活動を行うことは当然であり、今後議員を目指す者は、真剣に町政を考える有志でなくてはならず、町民の負託に応えられる議会になると考えます。

議員報酬の最終的な検討を特別職報酬審議会に図っていただくよう、重ねて提言いたします。

③タブレット端末の導入・利活用

タブレット端末には、どのような利活用方法があるのかを調査研究しました。

その結果、各議員の情報共有や、ペーパーレス化、事務局職員の負担軽減、緊急時の情報伝達、日常での住民対話への活用など導入するメリットと必要性を確認できました。

デメリットとしては、タブレット導入による維持管理費や Wi-Fi 環境への設備投資にかかる費用などがありました。

しかし、総合的に導入に対し検討した結果、「タブレット端末使用基準」を作成し、時代にあった議会とすべく導入することが望ましいと結論付け、議長に提言しました。



令和3年9月から導入されたタブレット端末

④議員間協議の運用

前期の活性化特別委員会において、提言し導入された議員間協議であったが、実質的な利活用がされなく、どのような議題・場面で運用するかを再検証しました。

委員の中には議員間協議を理解していない状況も見られたことから、再度、全議員に周知・理解を図る必要がありました。

そこで、議員発議、陳情の取扱いで議会運営委員会が結論を出せなかった事件や、情報公開請求・住民等意見書の提出に伴う報告及び検証、議員の問題については、必ず議員間協議を行うものとして規程に明記することを提言しました。

さらに、月に1回は全員協議会を開催することを基本とすることを明記し、議員間協議による情報共有や効率よく協議できる状況を作ることも提言しました。

⑤災害発生時の議会対応

今までは、議会として明確な災害等発生時の対応が決められておらず、いざ災害が起きた時の住民の不安や困りごとに対し、議会としてどう寄り添う事ができるかを基軸に、議会の災害対応指針を作成するため検討してきました。

議会及び議員の役割、そして議会事務局の役割を明確にし、初期、中期、後期の

時系列での対応を明確にしました。

初期においては、正副議長の登庁や、各議員の安否報告、それぞれの地域での活動及び状況報告を行うこととし、中期では被災地・避難所での情報収集及び事務局への報告、報告を受けた事務局から議長への報告及び必要に応じた災害対策本部へ対応要請、今後の対応への協議することを行うこととし、後期では必要に応じた臨時会の招集請求を行うこととしました。

そこで、これらの対応を指針に記載することとし、議会として対応することを提言しました。

⑥議会の通年会期制（通年議会）の導入

通年議会を導入する効果や現状での議会運営での必要性などを検証しました。

意見としては、

- ・専決処分が無くなる
- ・緊急時の対応がスムーズ
- ・行政職員の負担が増える
- ・継続審査や日常調査をしっかりと行える
- ・時間の制約が難しい
- ・いつでも議会をやっているということを住民に示す機会になる
- ・導入して議会運営がどのように良くなるか分からない
- ・臨時会での対応で十分機能される

などの多様な意見が出ました。

行政が議会を軽視しない限り、重要な事案に対し専決処分をする事は考えられず、また本町に通年議会が導入されても、開催数が現状の議会と比較して変化がない事が予測されます。通年議会を導入するためには、導入している自治体の状況調査や、効果を検証し、本町にとって必要と捉えられる状況を調査・研究する必要があります。

現状での議会運営上まだ導入する必要性が見出されないため、当委員会では導入しないという結論となりました。

⑦議会からの情報発信の在り方

当議会の情報発信ツールは「議会だより」と町ホームページ内にある議会ページ、YouTube による一般質問の動画配信しか行っておらず、今の時代を考えると SNS を積極的に活用した情報発信は必要になっています。

当委員会では、どの SNS ツールを利用すれば効果の高い結果を生み出すことができ



令和3年2月から Facebook での情報発信を開始

きるのか検証してきましたが、議会広聴特別委員会では、Facebook を活用した議会情報を発信する取り組みを始めたことから、複数のツールを利用するより Facebook による発信の効果を検証する事が望ましいと判断しました。

⑧議員の会議欠席の取り扱い

当議会の課題として、不明瞭な欠席事由や欠席届の未提出、報告なしでの欠席など、議員のモラルの低下、議会の品位を損なう状況が見られることから、欠席等に対し、明確なルールを作ることが望ましいと判断しました。

これにより、各議員の欠席に対する意識調査をしたところ、

- ・ 欠席理由を具体的に内規等で定めるべきか
- ・ 欠席状況や理由を公表すべきか
- ・ 欠席の了承を届出前に得るべきか

などの賛否や意見を聴取しました。

また、全国町村議会議長会より欠席の届け出について欠席理由や出産に関わる欠席期間を議会会議規則において明確にすることが示されました。

そこで、議会会議規則を変更することや、欠席する際の連絡順序を「議会運営マニュアル」に新たに記載することや欠席届の様式を変更することを提言しました。

⑨議会・議員活動のルール化

議会の目的には広く町民の福祉向上を図るという大義があり、これを実直に実行

する上で、「議会基本条例」を定めて明確な位置づけのもと議会運営している議会も全国的にあります。

また、各議会には会議規則や議会運営マニュアル、申し合わせ事項など、様々な形でのルール作りがされており、当議会もその一つであります。

ルールの一元化を図り、明確な基準のもと町民の負託に応えた議会の在り方を検証すべく、当議会の運営マニュアル等の再確認を行いました。

議会運営マニュアルは、地方自治法と会議規則を基に作成されており、議会運営のルールが明確に示されていることが確認できました。

また、申し合わせ事項も確認したところ、当議会独自のルールが示されており、過去に起きた事案のもと作られた職員との面会ルールや、公務外の連絡周知に関わること、議員あて職の町設置委員会等の会議に出席した時の報酬と報償について、正副議長の任期などを記載してありました。

当議会は、会議規則・議会運営マニュアル・申し合わせ事項においてルール化されており、目的は達成できる状況でありましたが、正当な理由なく会議を欠席する議員がいることや、議員が町職員に対して恫喝するなどの事案が発覚して議長より注意を受けたこと、また、町が設置する委員会の委員に議員が選任する際の報酬の見直しが必要であると議員から提案されているなど、詳細な議会及び議員のルール化や規定を定め、より一層議会としての責務を果たすべく努力することが住民の負託に応える結果と考え、「議会基本条例」の策定に向けた検討を行うべきとの判断をいたしました。

議会基本条例の制定に向けての検討や結果を出すためには、当委員会の設置期間では困難であることから、議会基本条例を制定するための特別委員会を改選後に設置することを提言いたします。

4. 調査・研究を終えて

当委員会が調査・研究した9項目のうち、「議員定数」、「常任委員会の構成」、「タブレット端末の導入・利活用」、「議員間協議の運用」、「災害発生時の対応」、「議会からの情報発信」、「欠席の取り扱い」の7項目においては、条例改正やマニュアル化、機器導入などの改革に繋がり、活性化をもたらす一助になると考えられます。

しかし、「通年議会の導入」は、今後の状況を見定めて適時検討することとなり、継続した調査・研究が必要であると考えますので、しかるべきタイミングでの検討特別委員会の設置を提言します。

また、「議会・議員活動のルール化」については、議会および議員の活動や役割、職務に対する明確な規定など、総合的かつ全体を見通した「議会基本条例の制定」に向けた特別委員会設置を提言します。

2年間に渡り、議会の現状や果たすべき役割、また議員一人一人のモラルなども考えながら各委員から様々な視点で、率直な意見を出し合えたことにより、幅広い課題を熟議し結論を出せたのだと思います。

今回の結果は、議会として身を切る改革となり、議員一人あたりの重責度は高まります。我々議会議員は、町民の代表機関の一員であることをより自覚し、襟を正し、基本に立ち返りながら、町民との距離を緊密にしながら相互理解をより一層高め、町民の福祉向上へと繋げていかなければなりません。

今後も、議会改革や活性化などを図りながら、全議員が同じ意識のもと、町民のための議会を常に維持し続けられることを切に願います。

最後に、当委員会の調査・研究に協力いただきました、県内各市町の議会事務局様に感謝を申し上げ、当委員会の報告と致します。

ありがとうございました。

5. 委員会名簿

委員長	佐藤 晴彦
副委員長	神林 秀治
委員	森 弘子（令和3年6月から）
委員	齋藤 武男
委員	加藤 章
委員	鈴木伊佐雄（令和3年4月まで）
委員	澤畑 宏之

※鈴木伊佐雄委員は、令和3年4月臨時会において議長に就任したことから、委員を辞任し、欠員補充のため、新たに森弘子議員が選任されました。